

発がん物質等危険物を用いた動物実験に関するガイドライン

2021年1月5日
動物実験委員会制定

(目的)

1. このガイドラインは、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)における人及び、他の動物に危険をもたらすおそれのある発がん性物質、環境汚染のおそれのあるヒ素や有害性重金属、内分泌攪乱物質等の危険物質(以下「発がん物質等危険物質」という。)を用いた動物実験及び、実験動物の飼育において、実験従事者・他者の目的外動物への危険防止並びに環境汚染防止のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

2. 本ガイドラインにおいて、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 発がん物質

国際がん研究機関(IARC)において、発がん性リスクがグループ1(発がん性がある)、グループ2A(おそらく発がん性がある)、グループ2B(発がん性があるかもしれない)に属する化学物質。がん発症を目的とした用法・容量で使用する場合に限る。

(2) 有害性重金属

ヒ素、水銀、鉛、カドミウム等の体内に蓄積し、健康を害するもの。

(3) 内分泌攪乱物質

内分泌に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。

(申請)

3. 発がん物質等危険物を用いた動物実験(以下「危険物質使用実験」という。)を実施しようとする者は、動物実験計画書の「項目15 動物への危険物等の使用(D 重金属、発癌物質(癌細胞を含む)などの投与(物質名、投与経路、投与量を明記)」に化学物質管理システム YAKUMO 管理番号を記載しなければならない。

(審査)

4. 動物実験委員会は、危険物質使用実験に関する審査を行うときは、「発がん性物当危険物質の使用基準」(別表1)に基づき行うものとする。この場合において、動物実験委員会が必要と認めた限り、発がん性物質に関する専門家申請者に意見を聴取することができる。

(危険物質使用実験の実施)

5. 発がん性物質等危険物質の使用は、「発がん性物質等危険物質の使用基準」(別表1)に基づき、当該

飼育室・実験室利用者の労働安全衛生及び実験室での実験動物の飼育・管理は、全て実験責任者・分野等責任者の責任において、実験実施者が行う。

(報告)

6. 危険物質使用実験を実施する者は、当該飼育室・実験室の管理に異常があると認めた場合は、速やかに統合研究機構事務部研究基盤係(動物実験委員会事務局)に報告をしなければならない。

(実験の中止等)

7. 不適切な危険物質使用実験が実施されている場合は、動物実験委員会または飼育スペースの貸出者の判断により当該実験の中止・その他の措置を講ずることができる。

(その他)

8. このガイドラインに定めるもののほか、発がん性物質危険物質使用実験に関する必要事項は、東京医科歯科大学動物実験委員会が別に定める。

別表1 発がん物質等危険物質の使用基準

1. 発がん物質等危険物質を取扱う場合および当該物質を投与された動物を処置する場合は、原則として安全キャビネット等の陰圧装置を使用する。
2. 発がん物質等危険物質を投与された実験動物の飼育は、当該物質を体外に排泄する危険性がある期間は、陰圧の飼育装置でおこない、原則としてディスプレイの飼育ケージ等を使用し、使用後は感染性廃棄物として処理する。飼育室入口には「発がん性物質等危険物質使用中」と掲示し、使用している発がん性物質等危険物質の名称を明示する。飼育ケージ等を飼育装置外に出す場合は、発がん性物質等危険物質が飛散しないように考慮し、当該飼育室・実験室利用者の労働安全性並びに飼育室及び、実験室の汚染防止に配慮する。
3. 発がん物質等危険物質に汚染された床敷等はすべて回収し、感染性廃棄物として取扱い、滅菌等の処理を行う。
4. 当該実験室に出来る当該物質の排水・廃液は、東京都の規制値以下 (<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/regulation/information/3kijyun/>) でなければならない。規制値を超えることが予想される場合は、回収して適切に処理しなければならない。
5. 発がん物質等危険物質を投与した実験動物は、当該物質を体外に排出する危険性がある期間内は指定エリア外に持ち出すことを原則として禁止する。
6. 危険物質投与実験室および指定エリアにおける飼養管理は当該実験計画書に参画している実験従事者が行う。
7. 危険物質投与実験室および指定エリア内の作業従事者は、予め取り扱う動物および危険物質取扱について習熟していなければならない。

(参考)

○学内規則

- 東京医科歯科大学環境安全管理規則(平成26年11月13日規則第114号)

<http://www.tmd.ac.jp/cmnrules/houki/3hen/2shou/16setsu/321603anzenkanri.pdf>

- 東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則(平成16年4月1日規則第47号)

<http://www.tmd.ac.jp/cmnrules/houki/3hen/2shou/11setsu/321101anzenkanri.pdf>

- 環境安全マニュアル

<https://www1.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20160407-135747-1145.pdf>

- IARC 発がん性リスク一覧

<http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kokusaikenkyuu/list.xlsx>